

由利本荘市木造住宅耐震診断支援事業実施要綱

平成30年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震による木造住宅の倒壊等を未然に防止し、市民の安全を確保するため、「由利本荘市耐震改修促進計画」に基づき、耐震診断士の派遣による木造住宅の耐震診断を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断士 秋田県木造住宅耐震診断技術者登録制度要綱に基づき、秋田県知事が秋田県木造住宅耐震診断技術者として登録した者。
- (2) 耐震診断 木造住宅の耐震診断と補強方法（一般財団法人日本建築防災協会発行）に定める一般診断法（以下「一般診断法」という。）により、木造住宅の地震に対する安全性を評価すること。

(対象住宅等)

第3条 木造住宅耐震診断支援事業の対象となる木造住宅（以下「対象住宅」という。）は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 由利本荘市内に存する住宅。
- (2) 昭和56年5月31日以前に着工され、居住の用に供している木造戸建て住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が、延床面積の2分の1未満のもの）を含む）。
- (3) 昭和56年6月1日から平成12年5月31日までの間に増築を行った部分（増築部分の床面積が、延床面積の2分の1未満のもの）。
- (4) 過去に由利本荘市木造住宅耐震診断・耐震改修補助事業による補助金の交付を受けて、耐震診断・耐震改修を行っていない住宅。

(対象者)

第4条 木造住宅耐震診断支援事業の対象者は、前条に規定する対象住宅を所有(共

有し、又は実質的に所有していると認められる場合を含む。)する個人とし、市税等の滞納がない者とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

(事業の実施)

第5条 市長は、予算の範囲において、事業を実施するものとする。

(事前相談)

第6条 耐震診断を受けようとする対象者(以下「申込者」という。)は、市長に対し、事前に相談をしなければならない。

(耐震診断の申し込み)

第7条 申込者は、必要書類を添えて申込書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(派遣の決定)

第8条 市長は、前条の申し込みを受けたときは、当該内容を審査し、耐震診断の実施が適切と認めたときは、承認通知書(様式第2号)により、当該申込者に派遣の決定を通知するものとする

2 市長は、前項の審査により耐震診断の実施が不適切と認めたときは、不承認通知書(様式第3号)により、当該申込者に通知するものとする。

(耐震診断の取り止め)

第9条 申込者は、前条第1項の規定による通知を受けたのち、事情により支援事業を中止し、又は取り止めるときは、速やかに市長に取止届(様式第4号)を提出しなければならない。

(派遣の取消し)

第10条 市長は、耐震診断士の派遣の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、耐震診断士の派遣を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申し込み等、不正な行為による耐震診断を実施した場合。

(2) 市長が特に必要があると認めた場合。

(費用負担)

第11条 耐震診断士の派遣の決定を受け、耐震診断士による耐震診断を受けた者は、耐震診断に要する費用の一部を負担しなければならない。

2 前項の規定による当該申込者が負担する額は1万円とし、申込者が業務を委託した者に直接支払うものとする。

(診断結果の報告)

第12条 耐震診断士は、業務が完了したときは、速やかに診断報告書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による診断結果を受けたときは、その内容を審査し、結果報告書(様式第5号)により、当該申込者に通知するものとする。

(診断結果に基づく指導等)

第13条 市長は、耐震診断を受けた者に対し、建築物の地震に対する安全性の向上が図られるよう、必要な指導及び助言をすることができる。

(診断費用の返還)

第14条 市長は、第10条の規定により、耐震診断士の派遣の取り消しを行った場合において、既に耐震診断を実施し、その費用を支払っている場合は、業務を委託した者に対し、期限を定めて当該耐震診断に係る費用の返還を命じることができる。

(守秘義務)

第15条 派遣された耐震診断士は、当該耐震診断業務に関し、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。

(禁止行為)

第16条 派遣された耐震診断士は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 当該耐震診断に関し、耐震診断を受けた者から、第11条の規定による負担

費用以外の金銭等を受け取る行為。

(2) 耐震診断を受けた者に対し、不必要な耐震改修等を勧める行為。

(3) その他、耐震診断士としてふさわしくない行為。

(実施期間)

第16条 当該事業の実施期間は、平成33年3月31日までとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(由利本荘市木造住宅耐震診断・耐震改修補助事業実施要綱の廃止)

2 由利本荘市木造住宅耐震診断・耐震改修補助事業実施要綱は、平成30年3月31日をもって廃止する。